

令和8年刈谷桜まつり 出店者募集要項

1 開催概要

(1) 期 間 令和8年3月25日(水)～4月6日(月) 【13日間】

午前10時～午後9時

(2) 主 催 刈谷市観光協会 共催：刈谷市

(3) 場 所 亀城公園（体育館南側、公園内園路、駐車場）

洲原公園（公園内園路、遊具広場前園路、駐車場）

(4) 内 容 【亀城公園】

- ・飲食露店・キッチンカー等の出店
- ・菓子工業組合および農畜産組合による販売
- ・野点茶会
- ・子ども向けイベントの開催
- ・夜桜ぼんぼり点灯
- ・大道芸人ステージ

【洲原公園】

- ・飲食露店・キッチンカー等の出店
- ・菓子工業組合および農畜産組合による販売
- ・夜桜ぼんぼり点灯

2 出店概要

(1) 出店内容

- ①飲食物の販売
- ②飲食物以外の物品の販売
- ③移動販売車による飲食物等の販売
- ④店舗等のPR（パンフレット、チラシ、商品展示）

(2) 出店場所

亀城公園または洲原公園

(3) 出店条件

申込み時点で、以下の条件を満たしていること。

※出店申込書及び(6)添付書類に事実と異なる場合や不備がある場合等は、

刈谷桜まつり事務局及び刈谷市商店街連盟で審査し、出店をお断りする場合があります。

①令和7年1月末日時点で刈谷市商店街連盟加盟店かつ刈谷市観光協会会員であること。

②申込時に、刈谷市商店街連盟（露店営業研究会）の公式LINEアカウントを友達登録すること。

※出店に関する連絡手段として使用するため

③販売品目等は、原則として、市内実店舗または事業所の事業内容に類するものであること。

④飲食物の販売の場合は、市内に実店舗または事業所を有し、当該店舗で食品営業許可を受け、営業していること。

※食品営業許可申請中（開店準備中等）は、出店できません。

⑤飲食物の販売品目は、衣浦東部保健所で食品営業を受けられる露店品目に限ること。

⑥缶の酒類販売は、行わないこと。

⑦移動販売車による販売は、④に加え、過去1年間で市内での販売実績を有すること。

⑧販売行為を行ったことに起因して生じた損害を賠償するための保険に加入していること。

⑨開催期間中13日間、午前10時から午後9時まで営業すること。

※天候不良などにより、主催者協議の上変更する可能性があります。

⑩暴力団及びその関係団体との関係を有しないこと（アルバイト等のスタッフを含む）。

※刈谷警察署に出店者名簿を提出し、照会をかける場合がありますので、予め了承ください。

(4) 募集区分及び出店料

	テントブース出店	移動販売車
出店料 (13日間合計)	<u>1ブース 44,000円</u> (出店ブース料 39,000円、事務手数料 5,000円)	<u>1小間 44,000円</u> (出店ブース料 39,000円、事務手数料 5,000円)
設営・ゴミ処理等諸経費	<u>約 100,000円</u> (テントブース設営費、共有スペースの机・イス・ゴミ箱等設置費、ごみ処理費等) ※商店街連盟と設営業者からそれぞれ請求があります。	<u>約 80,000円</u> (共有スペースの机・イス・ゴミ箱等設置費、ごみ処理費等) ※洲原公園への出店の場合は不要
ブース(小間)の大きさ	間口 3.6m × 奥行 3.6m × 高さ 1.85m～2.8m	間口 5.0m × 奥行 2.4m × 高さ 3.0m の車両設置場所(車両外調理は不可)
ブース設営者	刈谷市商店街連盟	出店者
主催者準備品	電源 (100V・500W)	
刈谷市商店街連盟準備品	テント、横シート幕四方、ブース看板、ゴミ箱・袋、ゴミ回収・処理	ブース看板、ゴミ箱・袋、ゴミ回収・処理
オプション備品	各出店者から刈谷市商店街連盟へお問合せください。 ※後日、会場設営業者から申込者へ直接請求します。	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 同一経営者の店舗または同系列店舗でのテントブース・キッチンカー出店数は、1公園2小間までとします。 申込み数に応じてブース数を調整する場合がありますので、ご了承ください。 電源は、主催者で一括管理を行います。 	

(5) 申込方法

「令和8年刈谷桜まつり出店申込書」に必要事項を記入し、(6)の添付書類とともに刈谷あきんどぶら座へ直接提出してください。

※同一経営者の店舗、または、同系列店舗で複数のブースを申込む場合は、
ブース毎に申込書を提出してください。なお、この場合、(6)の添付書類は
1部ずつの提出で構いません。

※申込み後の募集区分の変更は、不可とします。

※申込み後に出店品目を変更する場合は、出店者説明会終了時までに必ず刈谷市商店街連盟事務局へ連絡してください。

※「令和8年刈谷桜まつり出店申込書」は、刈谷市商店街連盟ホームページからダウンロードしてください（刈谷あきんどふら座にも用意しています）。

※出店ブース数は、申込み数に応じて調整する場合がありますので、ご了承ください。

（6）添付書類

- ・「食品営業許可証」の写し
- ・市内実店舗の「食品営業許可証」の写し
- ・「保険証券」の写し（前述2（2）出店条件に記載の保険）
- ・販売車の「車検証」の写し（移動販売車の方のみ）
- ・誓約書

※上記の営業許可申請等に係る費用は出店者負担です。

※調理する品目が多数の場合、当協会から保健所へ確認し、品目を削減していく場合があります。品目数についてご不明な点等は、事前に保健所に相談の上、申込みしてください。

※新規に食品営業許可証を取得し、申込期限までに提出できない場合は、出店者説明会終了後までに、刈谷市商店街連盟事務局まで提出してください（FAX又は郵送可）。提出のない事業者は、出店をお断りする場合があります。

※食品営業許可証の営業所の名称等が出店者と異なる場合は、出店をお断りする場合があります。

※申込期限までに保険証券の写しが用意できない場合は、保険申込書の写しでも可としますが、この場合、後日、保険証券の写しを別途ご提出いただきます。

（7）申込期限 令和8年1月16日（金）午後4時 ※必着

3 出店者の決定

刈谷市商店街連盟事務局で書類審査の上、決定します。結果は、1月26日（月）頃にLINEにて申込者全員に通知します。なお、出店可となった方には、合わせて出店料支払いのご案内をしますので、必ず期限内にお支払いください。期限内にお支払いいただけない場合は、出店できません。

※出店料についての詳細は、「7 出店料の取扱いについて」をご参照ください。
※出店場所は、刈谷市商店街連盟事務局にて公正に決定しますので、ご一任ください。

4 出店者説明会

出店者説明会は、必ず現場責任者の出席をお願いします。出席いただけない場合は、出店をお断りします。時間厳守でお願いします。

- (1) 日 時 令和8年3月3日（火）午後2時から
- (2) 場 所 産業振興センター 401会議室
- (3) その他

食品を扱う方 保健所から食品営業についての説明及び質疑応答がありますので、ご不明な点等は必ずご確認ください。

火気を扱う方 衣浦東部広域連合消防局から火気取扱いについての説明及び質疑応答がありますので、ご不明な点等は必ずご確認ください。

5 連絡網について

開催前の連絡事項や、開催期間中のトラブルの際の連絡網は下記のとおりです。



6 出店に関する注意事項

- (1) 開催期間中は、必ず主催者係員の指示に従い、出店申込書に記載の責任者を1人以上会場内に常駐させ、緊急時に対応できるようにしてください。
なお、責任者が一時的に不在となる場合は、代理の責任者で対応できるようにしてください。
- (2) 展示、販売及びPRは出店場所内のみで行い、出店場所以外での広告、宣伝、販売などの行為は行えません。
- (3) 火気の使用については、別紙「火気取扱い注意事項」を厳守してください。
違反するがあれば、ただちに撤収していただきます。
- (4) 営業中のテント内等での喫煙は禁止します。

- (5) 飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚れないように、出店者により必ず各ブース下（売り場含む）にビニールシート（#3000）を敷いてください。万一汚した場合は、出店者で清掃するなど対応をお願いいたします。なお、汚れが清掃されていない場合などは、清掃費用を請求させていただきます。
- (6) 調理に火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けられていますので、必ず用意してください。
- (7) 市内店舗のPRを目的としていますので、店舗名を記載した看板は、必ずすべての文字が見られるよう目線より上に掲示し、商品看板やのぼり等で隠したりしないでください。
- (8) 申請書類に虚偽の内容が含まれていた場合は、出店をお断りします。
- (9) 開催期間中、事務局が各ブースを巡回します。申込品目以外のものの販売、使用禁止の機械等を使用していた場合は、販売を中止していただきます。
- (10) 割り当てられた小間の一部又は全部を譲渡又は貸与していることが発覚した場合は、ただちに撤収していただきます。
- (11) 公序良俗に反するもの並びに射幸心を煽るもの及び「くじ」の類は全面禁止しています。これらを行っていた場合は、ただちに撤収していただきます。
※禁止事例
- ・1等、2等などがあり、何がもらえるかはつきりしない。
 - ・サイコロを振り、出た目の商品がもらえる。
 - ・料金を払い、好きな番号を言ってその中にある商品をもらうなど。
- (12) 開催期間中の商品の保管は、出店者の責任において行い、ブース内で発生したゴミは必ず出店者が責任を持って処分してください。ブース内に放置してあったり、ゴミ集積所に持ち込まれたりした場合は、処理費用を請求させていただきます。
- (13) 出店にかかる盗難・紛失は、刈谷市観光協会及び刈谷桜まつり事務局は一切責任を負いませんので、夜間も含め出店者の商品、備品、貴重品等は出店者の責任で管理してください。
- (14) 出店者の故意・過失により事故・トラブル等があった場合は、出店者の責任において対処してください。
- (15) テント上部等に商品看板やのぼり等を設置する場合は、強風等により倒壊

することができないよう十分に安全な構造にしてください。強風等の影響で安全性が確保できないと判断した場合は、昼夜問わず、適宜看板等を外すなど対応してください。また、開催期間終了後は、必ず取り外してください。

(16) 営業終了は午後9時、撤退完了は午後9時30分までです。時間厳守をお願いします。※最終日（4月6日（月））を除く。

（刈谷市商店街連盟事務局にて電源を一括管理します。）

(17) 出店申込後に、「2出店概要（3）の③」に該当すると判明した場合、ただちに出店を取り消します。

(18) 各店舗で使用できる電力量は、出店者説明会でお知らせします。公園内で使用できる総電力量が決まっているため、出店者の総数によって決定します。現時点での各店舗で使用できる電力量は、500Wです。

7 出店料の取扱いについて

出店料は、原則返金いたしませんが、出店料徴収後から開催前日までに、災害等のため主催者が中止を決定した場合は、中止決定以降のブース出店料を日割り換算して返金します。

（1）出店料の支払

出店料44,000円（出店料3,000円×13日間＝39,000円、事務手数料5,000円）について、出店決定後に送付される請求書に基づき出店者説明会までにお支払いください。

※出店者説明会までにお支払いがない場合は、出店できません。

（2）その他

本要項とは別に、出店者説明会の案内はいたしません。

出品品目の変更は、上記4出店者説明会終了後まで可能です。それ以降の変更はできませんのでご注意ください。

8 出店におけるペナルティについて

本要項記載のルール遵守の徹底のため、刈谷市商店街連盟にて、チェックシートを用いてチェックを実施します。その結果、違反事項がある場合、後日、刈谷市商店街連盟等で募集要項等に基づき審査を行い、減点または注意を課します。

ペナルティ

刈谷市観光協会主催の催事(刈谷桜まつり、刈谷わんさか祭り及び刈谷アニメcollection)でチェックを実施し、減点が累積2回となった場合は、刈谷市観光協会主催の催事への出店を1年間禁止します。

また、注意が累積3回となった場合は、減点1とします。

なお、ペナルティは、減点・注意に関わらず、それぞれ指摘を受けた時から、3年経過後に消滅するものとします。

9 出店時について

食品を販売する事業者は、開催期間中「食品営業許可証」を見やすい位置に掲示し、申請書の控（出店許可品目のわかるもの）を店舗内に携帯して営業してください。また、団体名を記載した看板は、市内商店街のPRも目的としていますので、商品看板やのぼり等で隠れないようにしてください。

10 荷物等の搬入・搬出について

・搬入・搬出用車両は、指定の駐車場に駐車し、次の時間帯は、路上及び公園内に車両を乗り入れないでください。また指定場所以外の駐車はできません。

乗り入れ禁止時間帯：午前9時～午後9時

※指定された日（土日）におけるポンプ場北側スペースへの一時駐車を除く。

- ・芝生内への車両乗り入れは、終日不可です。
- ・指定の駐車場への駐車は、1店舗1台までとしてください。
- ・搬入車の駐車場と混雑時の搬入についての詳細は、出店者説明会にてお伝えします。

・会場内外の既存施設を損傷した場合は、出店者の責任で原状回復してください。

11 申込先・連絡先

刈谷市商店街連盟事務局（刈谷あきんどぷら座）

所在地　刈谷市広小路5丁目46番地　〒448-0844

電話　0566-25-3015

携帯　070-2322-6596

FAX　0566-25-3035

■定休日　土・日・祝日　　■営業時間　午前9時30分～午後4時